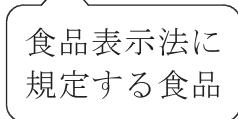
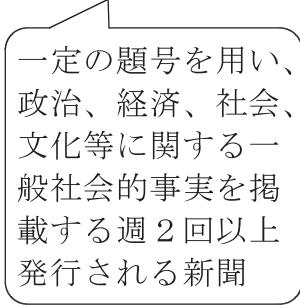


I 軽減税率制度

1 軽減税率対象取引の範囲と適用税率

(1) 軽減税率対象取引（消法2①九の二・別表第一・平成28年改正法附則34①）

取引	留意点
<u>飲食料品の譲渡</u>  食品表示法に規定する食品	<ul style="list-style-type: none">○標準税率が適用されるもの<ul style="list-style-type: none">・酒税法に規定する「酒類」・医薬品、医薬部外品・工業用原材料として取引される塩（軽減通達2(1)）・観賞用・栽培用として取引される植物など（軽減通達2(2)）・外食
<u>定期購読契約がされた新聞の譲渡</u>  一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞	<ul style="list-style-type: none">○軽減税率が適用されるもの<ul style="list-style-type: none">・スポーツ新聞や業界紙など（Q & A（個別事例編）問71）・発行予定日が週2回以上とされていれば、休刊日があることにより、週に1回しか発行されない週があっても軽減税率を適用することができます（軽減通達14、Q & A（個別事例編）問73）○標準税率が適用されるもの<ul style="list-style-type: none">・コンビニや駅の売店などで販売する新聞（Q & A（個別事例編）問72）・電子新聞（Q & A（個別事例編）問74）・週に1回しか発行されない新聞（赤旗の日曜版や週刊税のしるべ（大蔵財務協会）など）

(2) 軽減税率（消法29・平成28年改正法附則34①）

区分	平成26年4月1日～ 平成31年9月30日		平成31年10月1日～	
	標準税率	軽減税率	標準税率	軽減税率
消費税	6.3%	—	7.8%	6.24%
地方消費税	1.7%	—	2.2%	1.76%
合計税率	8%	—	10%	8%

軽減税率は消費税と地方消費税を合わせて一律に8%です。内訳は、消費税（国税）が6.24%、地方消費税が1.76%となっており、軽減税率対象取引による違いはありません。

なお、平成31年10月1日より、標準税率は消費税と地方消費税を合わせて10%になる予定です。内訳は、消費税（国税）が7.8%、地方消費税が2.2%となっていますので、消費税（国税）と地方消費税の割合で、8%の軽減税率を振り分けたということです。

$$8\% \text{ (軽減税率の合計税率)} \times \frac{7.8\%}{10\%} = 6.24\% \cdots \text{消費税の軽減税率}$$

また、地方消費税の「譲渡割額」は、次の算式により計算します。

$$\text{地方消費税の課税標準となる消費税額} \times \frac{22}{78} = \text{譲渡割額}$$

2 外食産業の取扱い

(消法別表第一・平成28年改正法附則34①、平成28年改正令附則3)

食品衛生法上の飲食店・喫茶店・その他の食事の提供を行う事業者が、飲食設備のある場所等において行う食事の提供は軽減税率の対象とはなりません。

法令や軽減通達、Q & Aなどを参考に、外食産業の取扱い（例示）を簡単に整理すると下表のようになります。

標準税率となるもの	軽減税率となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、椅子、カウンターなどの設備のある場所（レストランや食堂など）で行う食事の提供（軽減通達7～9） 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、椅子、カウンターなどが設置されていない場所（屋台など）で行う食事の提供（Q & A（個別事例編）問40）
<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニのイートインコーナーで、返却が必要な食器に入った飲食物を提供する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニにおける飲食料品の販売（Q & A（個別事例編）問41） ・イートインコーナーでの飲食は…？
<ul style="list-style-type: none"> ・旅客列車内の食堂での飲食 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワゴンサービスでの飲食料品の販売（Q & A（個別事例編）問49）
<ul style="list-style-type: none"> ・ケータリング・出張料理（Q & A（個別事例編）問55） ・ホテルにおけるルームサービス（問52） ・カラオケボックスでの飲食料品の提供（問50） 	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト・宅配・出前（Q & A（個別事例編）問42・57） ・部屋に備え付けてある冷蔵庫内の飲物の売上高（問53） ・野球場や映画館の売店における飲食料品の販売（問51）
<ul style="list-style-type: none"> ・学生食堂、社員食堂（Q & A（個別事例編）問61・38） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: 20px;"> 有料老人ホームにおける高額な食事には標準税率が適用されます（Q & A（個別事例編）問60） </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅において、一定条件の基で入居者に行う飲食料品の提供 ・小中学校において、児童や生徒に行う給食の提供 ・学校教育法に規定する幼稚園、特別支援学校、高等学校における夜間学校で行う給食の提供

「飲食設備のある場所等において行う食事の提供」とは、テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所で食事を提供することをいいます。飲食料品を持帰りのために容器に入れたり包装して販売する場合には、飲食料品の譲渡として軽減税率が適用されることになります。

「ケータリング」と呼ばれる出張による料理の提供やホテルにおけるルームサービスのように、顧客の指定した場所において行う料理の提供は標準税率となります。ただし、有料老人ホームの食事や学校給食のように、生活を営む場所において提供される食事は軽減税率の対象とすることができます。

したがって、ファミリーレストランや食堂における店内飲食は標準税率が適用されることになる一方で、出前や宅配は「飲食設備等のない場所において行う食事の提供」であり、軽減税率が適用できることになります。

「フードコート」と呼ばれるショッピングモールや空港などでみかける共用の飲食スペースでの食事は標準税率になる一方で、コンビニの「イートインコーナー」で持ち帰りのできる弁当などを食べたとしても、軽減税率が適用されることもありそうです（Q&A（個別事例編）問41）。

屋台の「たこ焼き」や「焼きそば」が軽減税率で、椅子のある屋台の「おでん」が標準税率になるとのことです、その判断基準は、今ひとつはっきりしておりません。

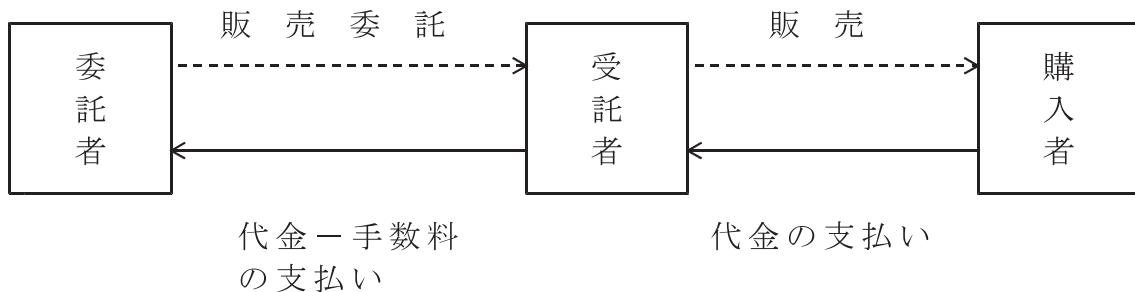
3 軽減税率対象資産と委託販売の関係

委託販売その他業務代行等に係る資産の譲渡等を行った場合の取扱いは次のように定められています（消基通10-1-12）。

	委託者の取扱い	受託者の取扱い
原則	受託者が委託商品を譲渡等したことに伴い収受したまたは収受すべき金額を委託者における売上高とする。	委託者から受ける委託販売手数料が売上高となる。
例外	その資産の販売金額から受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における売上高とする。 ただし、その課税期間中に行つた委託販売等のすべてについてこの方法によらなければならない。	委託された商品の販売金額を課税売上高とし、委託者に支払う金額を課税仕入高とする。 ただし、委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合に限られる。

【計算例 1】

受託者の販売代金が100円で、委託販売手数料が10円の場合の委託者および受託者の売上げ（対価の額）は次のようにになります。

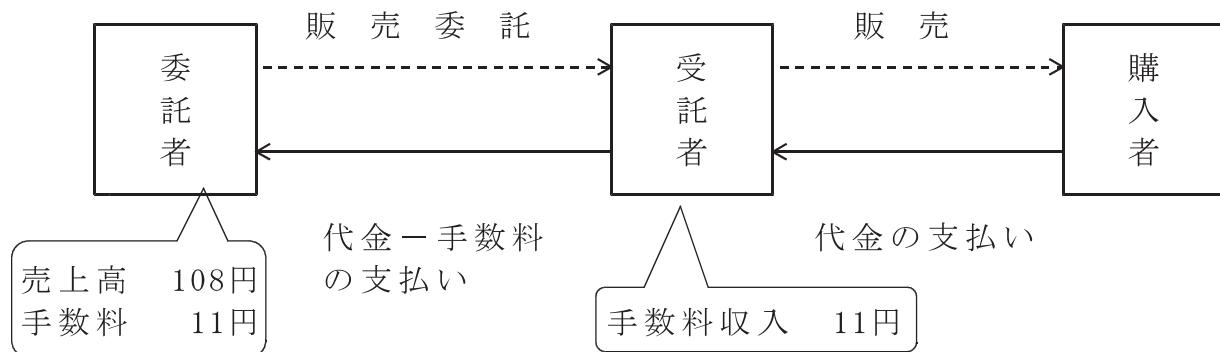


	委託者の取扱い	受託者の取扱い
原則	課税売上高 100円 課税仕入高 10円	課税売上高 10円
例外	課税売上高 90円 (100円 - 10円 = 90円)	課税売上高 100円 課税仕入高 90円

この場合において、取扱商品が軽減税率対象資産である場合には、「例外」として認められている委託者の「純額処理」と受託者の「両建処理」は認められないこととなりますのでご注意ください（軽減通達16）。

【計算例 2】取扱商品が軽減税率対象資産の場合

受託者の販売代金が108円（税込）で、委託販売手数料が11円（税込）の場合の委託者および受託者の売上高（対価の額）は次のようにになります。



- 委託者…純額である97円（108円 - 11円）を売上計上すると、軽減税率8%が適用される商品売上高（108円）と、標準税率10%が適用される委託販売手数料（11円）が相殺されてしまうので、この方法によることはできません。

- 受託者…軽減税率8%が適用される商品売上高（108円）を計上し、純額である97円（108円-11円）を商品仕入高に計上すると、標準税率を適用すべき受託販売手数料収入（11円）に軽減税率が適用されてしまうので、この方法によることはできません。

4 一体資産と一括譲渡

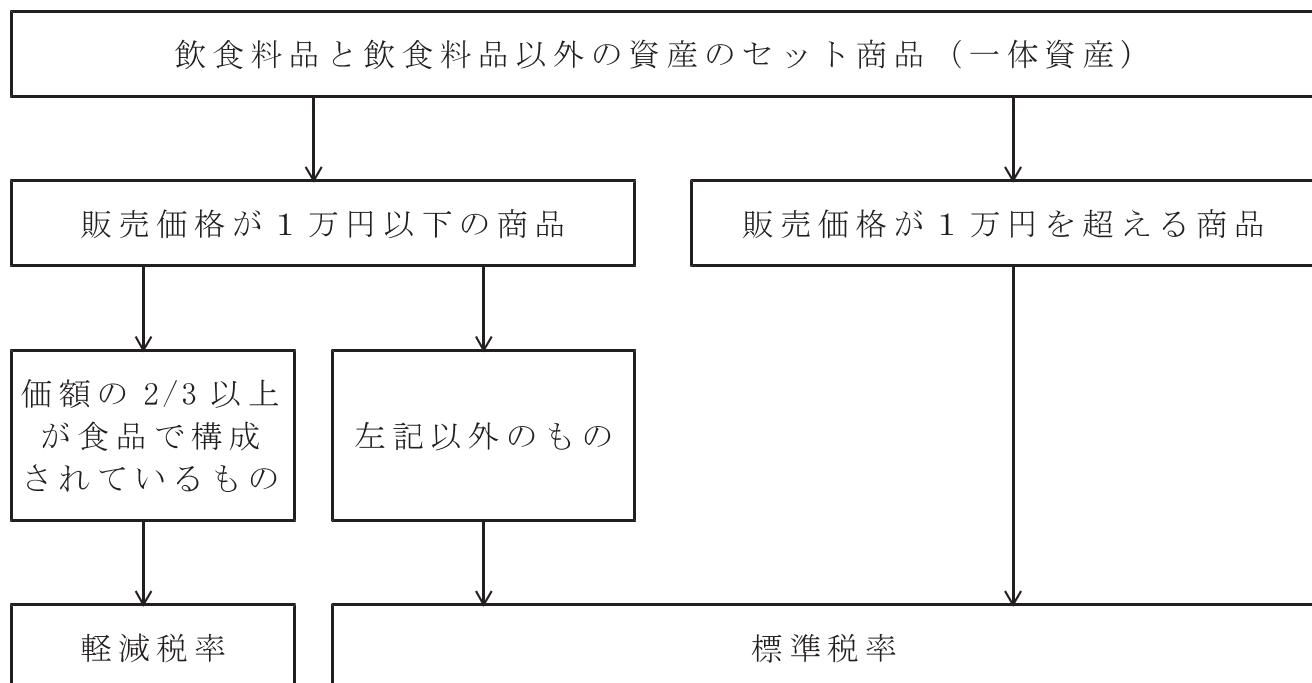
（1）一体資産とは？

飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている商品については、飲食料品に該当しないこととしていますので、原則として飲食料品も含めた販売価格全額について標準税率が適用されることになります。

ただし、飲食料品と飲食料品以外の資産をセット商品にして販売する場合には、次の①～③の要件を満たすことを条件に、軽減税率を適用することができます（平成28年改正法附則34①一、消令2の3、軽減通達4）。

- ① あらかじめ一の資産を形成し、または構成しているものであって、その一体資産の価格のみが提示されていること（一体資産であること）
- ② セット商品の税抜販売価額が1万円以下であること
- ③ 合理的に計算した食品の価額の割合が2/3以上であること

したがって、「おもちゃがセットになったお菓子」の場合には、おもちゃの価額が1/3未満であることを条件に、販売価格全体に軽減税率を適用することができます。



<計算例>

紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として税抜価格1,000円で販売する場合の適用税率は次のようになります。

なお、紅茶の仕入価格は450円(税込)、ティーカップの仕入価格は200円(税込)です。

販売価格

1,000円 \leq 10,000円

紅茶(食品)の原価

$$\frac{450\text{円}}{450\text{円} + 200\text{円}} \doteq 69.2\% \geq \frac{2}{3} \quad (66.666\cdots\%)$$

— 体資産の譲渡の原価

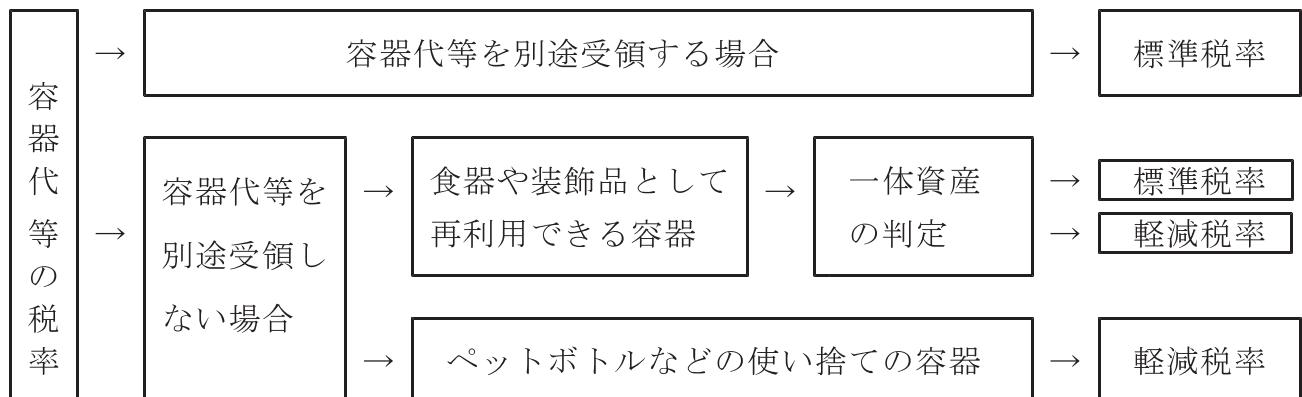
— 体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合

∴ 軽減税率適用商品になります

(Q & A (個別事例編) 問68)

(2) 容器や包装材料の取扱い

飲料のペットボトルや飲食料品の容器などについては、容器代などを別途受領しない限りは軽減税率を適用することができますが、陶磁器やガラス食器のように食器や装飾品として再利用できるものを使用した場合には、その商品は— 体資産に該当することになります (Q & A (制度概要編) 問5・(個別事例編) 問23)。



(3) 判定ができない小売業者などの取扱い

「おもちゃがセットになったお菓子」などは、メーカーが出荷時点で希望小売価格を印字して販売するため、卸売業者や小売業者は、その商品の原価構成などがわかりません。そこで、仕入商品につき、軽減税率が適用されているのであれば、税抜販売価格が1万円以下であることを条件に、売上商品についても軽減税率を適用することが認められています (Q & A (個別事例編) 問70)。

なお、飲食料品と飲食料品以外の資産の価格がそれぞれ区分して表示されている場合にはこのような取り扱いはありません。価格が区分されている場合には、飲食料品についてだけ、軽減税率が適用されることになります。

(4) 一括譲渡（消令45③）

個々の価格が提示されている商品をセットにして販売する場合には、そのセット商品は「一体資産」には該当せず、セット商品の「一括譲渡」に該当します。したがって、セット商品に軽減税率対象資産が含まれている場合において、その譲渡対価が合理的に区分されていない場合には、次の算式により課税標準となる売上高を計算します。

$$\text{譲渡対価} \times \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}} = \text{標準税率対象資産の譲渡対価の額}$$

$$\text{譲渡対価} \times \frac{\textcircled{2}}{\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}} = \text{軽減税率対象資産の譲渡対価の額}$$

- ① 標準税率対象資産の譲渡時の時価
- ② 軽減税率対象資産の譲渡時の時価
- ③ 非課税資産の譲渡時の時価

<計算例>

紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として税抜価格1,000円で販売する場合の紅茶とティーカップの販売価格は次のように計算します。なお、単品で販売する場合の紅茶の税抜価格は720円、ティーカップの税抜価格は480円です。

$$1,000\text{円} \times \frac{720\text{円}}{720\text{円} + 480\text{円}} = 600\text{円} \cdots \text{紅茶の販売価格}$$

$$1,000\text{円} \times \frac{480\text{円}}{720\text{円} + 480\text{円}} = 400\text{円} \cdots \text{ティーカップの販売価格}$$

(5) 一括値引

軽減税率対象資産を一括譲渡した場合において、割引券等を利用したことにより、税率別の対価が明らかでない場合には、値引前の売値などの合理的な基準により、値引後の対価の額を算出することになります。

なお、領収書等により値引額の帰属が確認できるときは、その領収書等に記載された金額により処理することになります。

<計算例>

ビールを2,200円(税込)、食品を1,080円(税込)で販売する際に、割引券500円を利用する場合の各商品の売上高は次のようにになります。

(ケース1) 税込の売値で配分する方法

$$500\text{円} \times \frac{2,200\text{円}}{3,280\text{円}} = 335\text{円} \cdots \text{ビールの値引額}$$

$$500\text{円} - 335\text{円} = 165\text{円} \cdots \text{食品の値引額}$$

(ケース2) 税抜の売値で配分する方法

$$500\text{円} \times \frac{2,000\text{円}}{3,000\text{円}} = 333\text{円} \cdots \text{ビールの値引額}$$

$$500\text{円} - 333\text{円} = 167\text{円} \cdots \text{食品の値引額}$$

(ケース3) 顧客の希望により割引券をすべてビール代に充当した場合

$$500\text{円} \cdots \text{ビールの値引額}$$